

令和5年2月24日

各 位

中ノ郷信用組合

### 融資繰上返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取り扱っている融資繰上返済手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じる手数料については、消費税が不課税であるにも関わらずお客さまに消費税相当分をお支払いいただいていることが判明いたしました。

これを受け、当組合では融資繰上返済手数料をいただいたお客さまを対象に改めて正しい手数料を計算し、これまで繰上返済の際にお客さまからお預かりし当組合が納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間について法定利息※を加えたうえでご返還させていただきます。

対象となりますお客さまには個別にご連絡のうえ、すみやかに返還手続きを実施いたします。お客さまには多大なるご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

※令和2年3月31日までにお預かりしていた場合の法定利息は年5%、令和2年4月1日以降にお預かりした場合の法定利息は年3%となります。

### 記

#### 1.対象となるお客さま

当組合が上記の融資繰上返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる手数料）の取り扱いを開始した平成28年10月1日から令和5年2月22日までの間に該当する融資を全額繰上返済し、融資繰上返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）にかかる消費税をお支払いいただいたお客さまが対象となります。

なお、定額の融資繰上返済手数料をお支払いいただいたお客さまにつきましては、今回の消費税の返還対象ではございません。

#### 2.お客さまへの対応

対象となるお客さまに対して令和5年2月24日から個別に文書でご返還額の明細をお知らせするとともにすみやかに返還手続きを進めてまいります。

#### 3.今後の対応と再発防止策

当組合では、これまでも金融取引にかかる消費税の取り扱いについては、適切に処理するように努めてまいりましたが、今回の事象を重く受け止め、課税・非課税・不課税の別についてその解釈に疑義が生じた場合には、上部団体や税務署等に照会のうえ、適切に処理するよう徹底してまいります。

#### 4.本件に関するお問い合わせ先

中ノ郷信用組合 営業推進部 電話番号 03-3622-7138

受付時間 平日 午前9時から午後5時

以 上